■チャイルドシートの短期貸し出しを始めます

市では、平成30年4月から、チャイルドシートの短期貸し出しを始めます。

チャイルドシートの着用が義務化されている新生児から6歳未満のお子さんを短期間だけ、自家用車に乗せる際に利用できます。

貸出条件／
・稚内市民であること
・ほかの人に転貸しないこと

貸出期間／
・一回の貸出期間は概ね2週間です。

申し込み方法／
運転免許証を持参のうえ、申請書を市くらし環境課に提出してください。また、事前に電話での予約も可能です。

※台数に限りがあるため、先着順となります。

申し込み・問い合わせ／
市くらし環境課市民生活グループ
☎23-6413

■市税等の支払いで悩んではいませんか？

市では、3月から5月を「滞納整理特別強化月間」と定め、税金や使用料等の滞納整理に取り組んでいます。

既に納期が経過して未納となっている税金・使用料等には、延滞金が加算されます。

納付または連絡のない方については、勤務先への給与照会や、各金融機関等への預貯金調査等、財産調査を実施し、差し押さえを執行します。なお、病気や失業など、特別な事情がある方はご相談ください。

■納税に関する相談はありませんか？

日中に相談に来られない方のために、次のとおり夜間納税相談窓口を開設します。

場所／市役所1階　税務課
日時／
4月9日(月)～20日(金)
平日　17時30分～19時
※休日に納税相談を希望する方は、問い合わせください。

問い合わせ／
市税務課納税グループ
☎23-6395

■軽自動車税の納税を忘れずに

平成30年度軽自動車税納税通知書の発送は4月13日(金)を予定しています。

納期限は5月1日(火)です。納期内の納入をお願いします。

■身体障害者手帳をお持ちの方は減免の場合があります

課税対象者で、次の要件に該当する方は申請により課税が免除される場合があります。

減免の対象／
・身体障がい者等が所有する軽自動車等
・18歳未満の身体障がい者または精神障がい者と生計を同じくする方が所有する軽自動車等

申請期限／4月24日（火）

申請に必要な書類等／
・手帳（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳等）
・運転免許証
・印鑑
・自動車検査証
・マイナンバーの通知カードまたは個人番号カード
・軽自動車税減免申請書

その他／
※軽自動車税の減免は毎年申請が必要です。

※すでに自動車税（道税）の減免を受けている方や障がい者等級などによっては減免の対象にならない場合があります。

※身体障がい者等利用のため「改造自動車」として登録された軽自動車は課税が免除になる場合があります。

問い合わせ／
市税務課資産税グループ
☎23-6393

■土地・家屋価格等の縦覧、固定資産課税台帳の閲覧ができます

4月2日から、平成30年度土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧と、固定資産課税台帳の閲覧が行えます。

縦覧・閲覧の際には、印鑑と本人確認書類(運転免許証・健康保険証など)をご持参ください。(代理人の場合は委任状が必要です)

借地人・借家人等の方も、地主・大家所有の資産のうち借地・借家部分の内容を閲覧できますので、その関係が証明できる賃貸借契約書等を持参してください。

■土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

お持ちの土地や家屋等と、同一区内にある同様の種類の資産との価格等が比較できます。

縦覧期間／4月2日(月)～5月31日(木)
8時45分～17時30分
※土日・祝日を除く

縦覧場所／
市役所1階　税務課
※宗谷・沼川地域に居住されている方は、各支所に申し出ください。

■固定資産課税台帳の閲覧

お持ちの固定資産の課税内容が確認できます。

閲覧期間／4月2日(月)～平成31年3月29日(金)
8時45分～17時30分
※土日・祝日を除く

閲覧場所／
・市内全域の閲覧…市役所1階　税務課
・宗谷地域(宗谷支所管轄区域)の閲覧…宗谷支所
・沼川地域(沼川支所管轄区域)の閲覧…沼川支所
※登録された価格について不服がある場合は、納税通知書の交付を受けた日から3か月までの間に、稚内市固定資産評価審査委員会(市税務課内)に審査を申し出てください。

問い合わせ／
市税務課資産税グループ
☎23-6393

■空家等の適正管理をお願いします

近年、全国的に適正管理されていない空家等が防火・衛生・景観等、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしています。

■空家等の適正管理は所有者等の責任です

条例では、所有者等が空家等の適正管理を行わなければならないと規定しています。

所有者の皆さんは、自分が所有している空家等を定期的に点検する、自分で管理できない場合は業者等に依頼する、など、所有者の責務を果たすことに努めてください。

■相続放棄しても空家等の管理責任はあります

民法では、空家等の相続放棄をしていても次の相続人が決まるまでは、一番最後に相続放棄した方に管理責任がある、とうたわれています。

相続放棄しても、次の相続人が決まるまでは空家等の適正管理に努めてください。

■事故がおこる前に早めの対応を

・建築の専門家に相談して、修理・改修をしましょう
・老朽の著しい建物については、建築の専門家や解体業者に相談、解体処分を検討しましょう。
・土地、建物の売却を検討の際は、不動産業者に相談しましょう。

問い合わせ／
市都市整備課建築指導グループ
☎23-6466

無料土日・休日公証相談のお知らせ

と　き／4月～平成31年3月の土日、休日
ところ／名寄公証役場
(名寄市西1条南9丁目仲通)
内　容／遺言、任意後見、離婚給付、尊厳死宣言、借地借家の賃貸借、会社定款・私署証書認証など
※事前予約が必要です。平日（9時~17時）も相談無料。秘密厳守です。

予約・問い合わせ／名寄公証役場
☎01654-3-3131

稚内市文化協会の事務所を4月から移転します

住所／旧：稚内市宝来2丁目2番24号
(いきいき子育てふれあいセンター)
新：稚内市中央3丁目13番23号
(稚内総合文化センター内)